

「おかげさま Action!」シンボルマーク・ピクトグラムデザイン選定要領 (案)

平成25年7月 日

(目的)

第1条 この要領は、電気自動車等を活用した伊勢市低炭素社会創造協議会主催の「おかげさま Action!」シンボルマーク・ピクトグラムデザイン募集の各最優秀作品及びキッズ賞受賞作品を決定するにあたり、その審査方法について必要な事項を定めるものである。

(選定業務)

第2条 選定にあたっては、選定委員会を設置し、「選考評価基準」(別紙1)に基づき選定業務を行う。

(審査会)

第3条 選定委員会は次の通り組織し運営するものとする。

- (1) 選定委員の定数は●名とする。
- (2) 選定委員会は、原則として委員長を置かず、あらかじめ定められた期日に基づき、「おかげさま Action!」デザイン募集事務局(以下「事務局」という。)からの招集により開催する。
- (3) 審査方法は、個別投票の形式をとる。
- (4) 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことはできない。また、出席委員の3分の2以上の者が個別投票に応じない場合は、無効とし、再度選定委員会を開催するものとする。
- (5) 選定委員は、「選定委員一覧」(別紙2)のとおりとする。
- (6) 選定委員会は事務局からの招集による1日開催とし、シンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれにおける第1次審査・第2次審査・最終審査、各3回の審査により審議決定する。

(選定委員会での選考数)

第4条 選定委員会の業務として、すべての応募作品の中からシンボルマーク最優秀作品1件、ピクトグラムデザイン最優秀作品1件を選出する。また、中学3年生以下の応募者によるすべての作品の中から優れたシンボルマーク及びピクトグラムデザインに対して、キッズ賞各1件を選出する。なお、シンボルマーク及びピクトグラムデザインの最優秀作品は、たとえ中学3年生以下の応募者によるものであっても、キッズ賞の選考対象外とする。また、選考によっては該当受賞作品なしの場合も発生する。

(第1次審査業務)

第5条 第1次審査として、「選考評価基準」(別紙1)に基づき、シンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれにおいて、中学生以下の応募者による作品の中から評価の高い作品20

件程度を、また高校生以上の応募者による作品の中から評価の高い作品 20 件程度を、それぞれに選定する。ただし、応募点数が 20 件に満たない場合は、第 1 次審査は省略するものとする。

(第 2 次審査業務)

第 6 条 第 2 次審査として、「選考評価基準」(別紙 1)に基づき、第 1 次審査に通過した作品の中からそれぞれ評価の高い作品 10 件程度を選定する。

(最終審査業務)

第 7 条 「選考評価基準」(別紙 1)に基づき、第 2 次審査に通過した全作品の中から、シンボルマーク最優秀作品 1 件、ピクトグラムデザイン最優秀作品 1 件を決定する。また、「選考評価基準」(別紙 1)に基づき、第 2 次審査に通過した中学生以下の応募者による全作品の中から、キッズ賞各 1 件を決定する。

(審査方法)

第 8 条 審査方法については、以下の各項により行う。

1 第 1 次審査

- (1) 第 1 次審査の評価は、選定委員による無記名式の個別投票と協議により行う。
- (2) 投票に関しては、審査会場に展示した応募作品を閲覧した後、実施する。
- (3) 投票は、シンボルマーク及びピクトグラムデザイン、高校生以上及び中学生以下それぞれに、原則として同じ方法で行う。
- (4) 各選定委員は応募総数に応じ、20～30 票ずつの票をもち、評価の高い作品に投票を行う。
- (5) 獲得票の多いものから順番に 20 件程度を選定する。
- (6) 同得点を理由に上位 20 件程度が定まらない場合は、選定委員で協議のうえ採決を行い、上位 20 件程度を決定する。

2 第 2 次審査

- (1) 第 2 次審査の評価は、選定委員による無記名式の個別投票と協議により行う。
- (2) 投票に関しては、審査会場に展示した応募作品を閲覧した後、実施する。
- (3) 投票は、シンボルマーク及びピクトグラムデザイン、高校生以上及び中学生以下それぞれに、原則として同じ方法で行う。
- (4) 各選定委員は、10 票ずつの票をもち、評価の高い作品に投票を行う。
- (5) 獲得票の多いものから順番に 10 件程度を選定する。
- (6) 同得点を理由に上位 10 件程度が定まらない場合は、選定委員で協議のうえ採決を行い、上位 10 件程度を決定する。

3 最終審査(第 1 部・最優秀作品の決定)

- (1) 投票は、シンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれに、原則的には同じ方法で行う。
- (2) まず各選定委員が第 2 次審査により選考された全作品について、シンボルマーク及びピク

トグラムデザインそれぞれの優秀な上位5件を選定のうえ、「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で評定を行う。

- (2) 各選定委員の採点の総合計点により、高得点のものから上位3件をシンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれの優良提案として選定を行う。
- (3) 同得点を理由に上位3件が定まらない場合は、選定委員で協議のうえ採決を行い、上位3件を決定する。
- (4) 優良提案決定後、各選定委員協議のうえシンボルマーク・ピクトデザインそれぞれの最優秀作品各1点を決定する。

4 最終審査（第2部・キッズ賞受賞作品の決定）

- (1) 投票は、シンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれに、原則的には同じ方法で行う。
- (2) 各選定委員は、第2次審査により選考された中学生以下の応募者による全作品（(4)によって選考された作品は除外する）について、シンボルマーク及びピクトグラムデザインそれぞれにおいて、キッズ賞にふさわしい上位5件を選定のうえ、「5・4・3・2・1」の5段階相対評価で評定を行う。
- (3) 各選定委員の採点の総合計点により、高得点のものから上位各3件をキッズ賞の優良提案として選定を行う。
- (4) 同得点を理由に上位3件が定まらない場合は、選定委員で協議のうえ採決を行い、上位各3件を決定する。
- (5) 優良提案決定後、各選定委員協議のうえ、キッズ賞各1点を決定する。

(失格)

第9条 募集要項の規定に反した作品は失格とし、審査対象外とする。

選考評価基準（案）

審査項目		審査基準
1	提案性	<p>1. 「おかげさま Action!」を表現するアイデアや独創性に富んだ作品であるか。</p> <p>2. 低炭素社会をめざす伊勢市の理念やコンセプトを含めた「伊勢らしさ」が表現されているか。</p> <p>3. 低炭素社会の創造のために主体的に考え行動する取り組みとして、ありきたりでない独創的な制作意図があるか。</p>
2	デザイン性	<p>1. シンボルマークおよびピクトグラムデザインとしての意匠性（色・形）に優れ、かつテーマが明確に伝わる作品であるか。</p> <p>2. 低炭素社会実現というテーマがイメージでき、伊勢に住む人にも、訪れた人にもわかりやすく親しみがもてる作品になっているか。</p>
3	機能性	印刷物（単色印刷含む）やウェブサイト幅広く活用できる機能性があるか。
4	キッズ賞	<p>1. 「伊勢らしさ」の表現に工夫が見いだされる作品であるか。</p> <p>2. 低炭素社会創造に対する積極的な意識がもりこまれている作品か。</p> <p>3. 子どもらしくのびのびとした表現であるか。</p>

